

【第1号（連鎖倒産防止）】に関する手続きの流れ

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置です。

【利用対象者】

- (1) 住所地等が以下のとおりであること。
法人：登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地が府中市内にあること。
個人：事業実体のある事業所の所在地が府中市内にあること。
- (2) 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること。
- (3) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (4) 下記のいずれかの要件に該当すること。
 - ① 当該申請の時点において、法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業者（以下：再生手続開始申立等事業者）に対して **50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。**
 - ② 当該申請の時点において、当該再生手続開始申立等事業者に対して **50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。**

【必要書類】

法 人		個 人	
番号	必要書類	番号	必要書類
①	認定申請書 1部 ※指定様式あり	①	認定申請書 1部 ※指定様式あり
②	(4)①に該当する場合のみ 申請書に記入した金額を証明するもの（裁判所に提出した届出書、手形の写し、取引先の支払い通知書等）	②	(4)①に該当する場合のみ 申請書に記入した金額を証明するもの（裁判所に提出した届出書、手形の写し、取引先の支払い通知書等）
③	(4)②に該当する場合のみ 申請書に記入した取引依存度が確認できる書類（取引先別売上台帳等）	③	(4)②に該当する場合のみ 申請書に記入した取引依存度が確認できる書類（取引先別売上台帳等）
④	直近1年分の確定申告書（別表1、法人事業概況説明書）の写し ※電子申告の場合はメール詳細の写しも必要	④	直近1年分の確定申告書の写し（青色（青色申告決算書を含む一式）又は白色（収支内訳書を含む一式）） ※電子申告の場合はメール詳細の写しも必要
⑤	履歴事項全部証明書の写し ※発行日から3ヵ月以内のもの		

【注意事項】

- ・指定事業者は、中小企業庁のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

[セーフティネット保証制度\(1号：連鎖倒産防止\) | 中小企業庁 |](#)

【提出先】 窓口にてご提出をお願いいたします（予約不要）。

府中市生活環境部産業観光課 商工係

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

TEL 042-335-4142

※ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。